

外貨普通預金の商品概要

商品内容	外貨普通預金
商品概要	外貨普通預金は、外国通貨建ての期間の定めのない預金です。外貨普通預金には、為替変動リスクがあります。為替相場の変動により、お受取りの外貨を円換算すると、当初外貨預金預入れ時の払込み円貨額を下回る(円ベースで元本割れ)リスクがあります。
預金保険	外貨普通預金は、預金保険制度の対象外です。
対象となるお客さま	個人および法人のお客さま
最低預入額	1通貨単位(米ドルであれば1米ドル)
預入単位	1補助通貨単位(米ドルであれば1セント)
お預入れ期間	期間の定めはありません。
お預入れ通貨	米ドル、ユーロ等、当行で運用可能な通貨
適用利率	市場金利の動向などに応じて変動します。くわしくは窓口でご確認ください。
利払方法	毎年2月と8月の第2金曜日の翌日にお支払いいたします。
利息計算方法	毎日の最終残高について、付利単位を1補助通貨単位(米ドルであれば1セント)とした1年を365日とする日割計算
外貨現金での預入れ・払戻し	外貨両替業務の終了に伴い、2024年7月1日(月)以降の外貨現金による外貨預金の預入れ・払戻しはお取扱できません。
税金のお取扱	個人のお客さま <ul style="list-style-type: none">・利息：源泉分離課税(20.315%) ※国税15.315%、地方税5%が源泉分離課税されます。 2037年12月31日までにお受取りになるお利息については「復興特別所得税」として、所得税(国税)額×2.1%が追加課税されます。 マル優のお取扱いはできません。・為替差益：雑所得として総合課税(確定申告が必要です) ただし、年収2,000万円以下の給与所得者の方で、為替差益を含めた給与所得以外の所得が年間20万円以下の場合には申告不要です。・為替差損：他の黒字の雑所得から控除できます。他の所得区分との損益通算はできません。 法人のお客さま <ul style="list-style-type: none">・利息：総合課税・為替差損益：総合課税 くわしくは、お客さまご自身で公認会計士、税理士にご相談ください。 ※平成25年度税制改正により、平成28年1月1日から法人に係る利子割(預金利息等から特別徴収する地方税5%)が廃止となり、国税15.315%が源泉徴収されます。(「復興特別所得税」を含む。)
商号・本店所在地	株式会社 徳島大正銀行 徳島県徳島市富田浜1丁目41番地
お問い合わせ先	お近くの当行窓口または下記までお問い合わせください。 徳島大正銀行 証券国際部 電話番号 088-623-3111(代表)
当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772 受付時間 平日(銀行営業日) 9時~17時